

平成25年7月17日

消 防 庁

「ホテル火災対策検討部会報告書」の公表

消防庁では、平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名が発生したホテル火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「ホテル火災対策検討部会」を開催し、ホテル旅館等の火災被害防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

【ホテル・旅館等に対する主な火災被害拡大防止対策】

1. 小規模なホテル・旅館等に係る課題

小規模なホテル・旅館等への自動火災報知設備の設置義務化について

2. 立入検査と違反処理の推進

「人命危険を考慮した立入検査」及び「危険性・悪質性の高い違反に対する厳格な違反処理への移行」が実施できる体制の整備について

3. 新たな表示制度の整備

「旧適マーク制度」の点検項目を基本とした、新たな表示制度の整備について

【別添資料】

「ホテル火災対策検討部会報告書」の概要

※ [報告書全文](http://www.fdma.go.jp/) については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



<連絡先>

消防庁予防課企画調整係

担当：伊藤補佐、齋藤係長、岩佐事務官

電話 03-5253-7523(直通)、FAX 03-5253-7533

ホテル火災対策検討部会報告書（概要）

＜検討の目的及び体制＞

平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を実施。

「予防行政のあり方に関する検討会」の下に、有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を新たに開催。検討委員については別紙1のとおり。

＜ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因＞

- ・ 建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- ・ 階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- ・ 従業員による適切な初期消火活動等が未実施
- ・ 第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていないこと。
- ・ 自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことから、一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられること。

＜緊急調査の結果等＞

全国の同様な建築構造のホテル・旅館等に対して緊急調査及びフォローアップ調査を実施したところ、フォローアップ調査において違反率の低下は見られたものの、依然として調査対象の約5割において何らかの消防法令違反が指摘されており、引き続き各消防本部に対して違反是正を徹底するよう要請している。別紙2参照。

＜火災予防上の課題とその対応の考え方＞

(1) 各種規制について

ア 福山市のホテル火災を踏まえた対応

現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動等の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、現行の各種規制について適切に遵守させることが必要

イ 小規模なホテル・旅館等に係る課題

火災の早期の覚知が重要であることから、小規模なホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化について検討が必要。その際には、他の小規模就寝施設に係る規制についても総合的な検討が必要

(2) 立入検査と違反処理の推進方策について

ア 立入検査の的確な実施

危険性の想定される防火対象物でありながら消防本部の立入検査が最近9年間未実施となっていたことを踏まえ、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふり分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備が必要

イ 危険性・悪質性を考慮した厳格な違反処理の実施

以前の立入検査において、毎回、同じ違反内容を繰り返し指摘するのみで、違反処理の法的プロセスへ移行しなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反について選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備が必要。国においても、違反処理に携わる職員の育成に係る研修等の実施が必要

(3) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

ア 新たな表示制度の整備（別紙3参照）

今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であるが、旧適マーク制度廃止後、建築構造を含めた適合性を情報提供する制度がない。

このため、ホテル・旅館等に対して消防法令に加えて重要な建築基準への適合性も確認していた「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき消防機関が認定する新たな表示制度を整備することが必要

イ 違反対象物の公表制度の検討

現行の規定により消防機関が命令を行った場合の公示は、命令内容の掲示及び市町村公報への掲載が義務付けられているが、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことについて検討すべき。

また、法令に適合している対象物を認定する新たな表示制度と併せて、違反対象物の公表も行うことが利用者の立場から非常に効果的であると考えられるため、すでに実施している例を参考に、他の消防機関で実施する場合の問題点等を整理した上で取り組みを推進

＜ホテル火災対策検討部会 委員名簿＞

（敬称略。委員は 50 音順。平成 25 年 7 月 4 日現在）

＜委 員＞

役 職	氏 名	所 属
部会長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委 員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委 員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委 員	榎 一郎	千葉市消防局予防部長
委 員	岡田 照雄	京都市消防局予防部長
委 員	金山 健三	広島市消防局予防部長
委 員	木下 健治	弁護士
委 員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委 員	熊谷 優	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長
委 員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委 員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委 員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

＜オブザーバー＞

佐久間 進 全国消防長会事業管理課長
 依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長
 野原 邦治 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐
 小野田吉純 国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室企画専門官

＜事務局＞

消防庁予防課

＜ホテル・旅館等に係る緊急調査等の結果(概要)＞

1 調査対象

3階以上（地階を除く。）・収容人員30人以上の防火対象物で、次の要件を満たすもの。

ア ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一（5）項イに掲げる防火対象物）

イ 昭和46年以前に新築された防火対象物

※ 現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているもの（過去、「適マーク」を交付したことがある防火対象物）を除く。

2 調査期間

ア 緊急調査 平成24年5月16日～平成24年8月15日

イ フォローアップ調査 平成24年12月10日～平成25年2月15日

3 調査結果概要

緊急調査においては797施設のうち、549施設（68.9%）において何らかの消防法令違反が発見され、自動火災報知設備が過半にわたり未設置など重大な違反があるものは、そのうちの47施設（5.9%）となっていたが、その後のフォローアップ調査においては、何らかの消防法違反があるものは、703施設のうち、361施設（51.4%）となり、そのうち重大な違反があるものは35施設（5.0%）と減少している。（表1参照）

なお、フォローアップ調査における消防法令違反の主な内容については、表2のとおりである。

消防法令違反のあるものについては、調査時において各消防本部から建物関係者に対して是正指導を行っているところであり、今後もフォローアップ調査等を通じて違反是正の徹底を図る。

表1 消防法令違反の状況

	緊急調査結果 (平成24年8月15日報告分)	フォローアップ調査結果 (平成25年2月15日報告分)
調査対象施設数	797	703
何らかの消防法違反があるもの	549 (68.9%)	361 (51.4%)
重大な違反があるもの	47 (5.9%)	35 (5.0%)

※ 調査対象については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

※ 防火管理の義務対象となるホテル・旅館等の数は41,815（平成24年3月31日現在）

表2 消防法令違反の主な内容（フォローアップ調査結果による）

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	378	23	57	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	51	1	8	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	694	14	146	感知器の一部未警戒

旅館・ホテル等に対する新たな表示制度について

<対象>

- ・ ホテル、旅館等（5項イ）又はホテル・旅館等（5項イ）の用途がある複合用途※（16項イ）で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの
- ・ その他の防火対象物は、地域実情に応じて実施可能

<審査項目>

- ・ 消防関係法令への適合
- ・ 防火安全上重要となる建築基準法（構造・防火区画・階段）への適合
- ・ 消防機関による立入検査結果 など

新 制 度 案	「(仮) 防火基準適合証 (銀)」	「(仮) 防火基準適合証 (金)」
有効期間	1年間	3年間
<p>● 申請により、表示基準に適合していると認められた場合「(仮) 防火基準適合証 (銀)」を掲示することができる。</p>		

参考

現 行 制 度	防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告表示制度
	<p>特定用途防火対象物（※）で、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>① 収容人員が300人以上</p> <p>② 屋内の階段が1つで、地階又は3階以上に特定用途があるもの</p>	<p>左記以外のホテル、旅館等（5項イ）又は5項（イ）の用途がある複合用途（16項イ）で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの</p>
	<p>1年に1回、有資格者による点検基準に適合している場合、関係者は表示することができる。</p>	<p>防火管理者等が点検し、基準に適合している場合、申請により、関係者は表示することができる。</p>
	↓	↓
	継続	継続
		(地は紺その他のものは黄)
		↓
		廃止

※劇場等（1項）・キャバレー、カラオケボックス等（2項）・飲食店等（3項）・百貨店等（4項）
 ホテル・旅館等（5項（イ））・病院、社会福祉施設等（6項）・公衆浴場等（9項（イ））・地下街
 （16の2項）・複合用途（16項（イ））